

ハイライト:

・平成20年税制改正のポイントを解説します

2008年6月

たっくすニュースフラッシュ

税務をみなさまの身近な存在に

目次:

ご挨拶	1
平成20年度税制改正 のポイント	1 2

ご挨拶

今年の梅雨入りは例年に比べて早かったため、いつもより長く雨を楽しむことになりそうです。

第34号では、平成20年度税制改正のポイントに関して取り上げてみました。

内容に関するご質問・ご要望等ございましたら、遠慮なく訪問時等にお問い合わせ下さい。



公認会計士・税理士・AFP・ITコーディネータ 中村 元彦
公認会計士・税理士・AFP・社会保険労務士 中村友理香

平成20年度税制改正のポイント

個人所得に関しては、大きく金融・証券税制と事業承継税制が改正されます。

☆金融・証券税制

	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年～
上場株式等の譲渡所得課税	軽減税率 10%	年500万円以下 税率 10%	同左	軽減税率の適用はすべて無くなる予定
		年500万円超 20%	同左	
配当所得に対する課税	軽減税率 10%	年100万円以下 税率 10%	同左	
		年100万円超 20%	同左	
損益通算制度	適用なし	申告により適用可能	源泉徴収ありの特定口座内での利用も可能となる予定	

・上場株式等の譲渡所得に対する課税 (◇_◇)

上場株式の譲渡所得に関する税率は、現在の10%(所得税7%+住民税3%)の税率適用が廃止され、平成21年度(平成21年1月1日～)からは原則に戻り、20%(所得税15%+住民税5%)となります。

ただし、最初の2年間はその暦年分の上場株式等に係る譲渡所得等の金額のうち500万円以下の部分については、10%の軽減税率が適用されます。上場株式等の譲渡所得が500万円を超える人は、源泉徴収ありの特定口座での取引者であっても、申告不要の特例は適用されませんので申告義務が生じます。

・配当所得に対する課税 (◇_◇)

配当所得においても、上場株式等の配当所得に関する税率は、現在の10%(所得税7%+住民税3%)の税率適用が廃止され、平成21年度(平成21年1月1日～)からは原則に戻り、20%(所得税15%+住民税5%)となります。

ただし、改正後の最初の2年間はその暦年で申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得の金額のうち100万円以下の部分については10%の軽減税率が適用されます。配当所得が100万円を超える人には、申告不要制度の特例の適用はありませんので、申告義務が生じます。

・損益通算 (^_^)

平成21年以降、上場株式等の譲渡所得の金額の計算で損失が生じた場合、またはその年の前年以前3年内の各年に生じた上場株式等の譲渡損失の金額がある場合には、これらの損失の金額と上場株式等に係る配当所得の金額とを通算することができる制度が創設されました。ただし損益通算の対象となる配当所得は申告分離課税を選択したものののみとなります。

<計算例>

平成21年度で配当所得(申告分離課税選択)が180万円ありました。一方上場株式等の譲渡損失は90万円あります。

この場合には、損益通算制度適用により、配当所得は180万円－90万円＝90万円になります。

申告分離課税を選択すると、税額は、90万円×10%＝9万円となります。

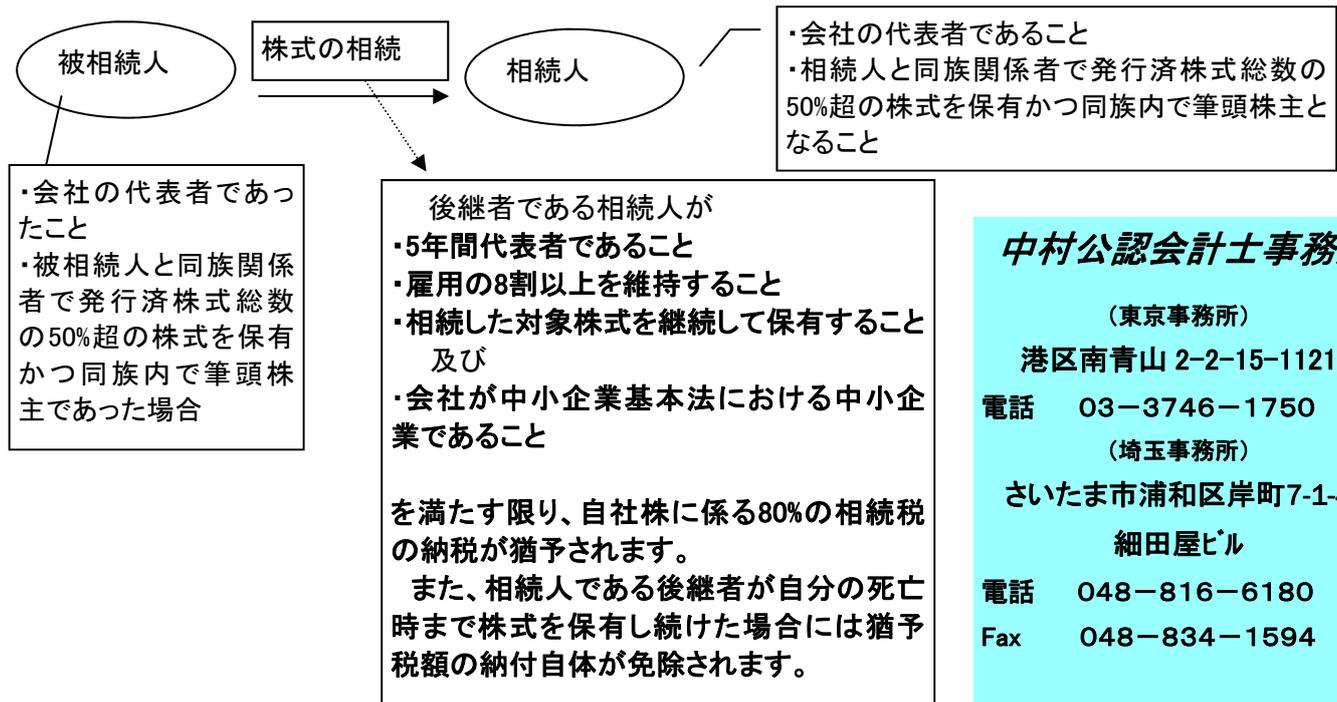
損益通算できなかった場合には、100万円×10%＝10万円、80万円×20%＝16万円 10万円＋16万円＝26万円の配当所得に関する税額となり、損益通算制度を適用することにより17万円もの節税を受けることができます。

ホームページもご覧ください

[Http://homepage2.nifty.com/my-naka/](http://homepage2.nifty.com/my-naka/)

☆事業承継税制

中小企業の事業承継の障害となっていた相続税負担を解決するため、事業承継税制が抜本的に拡充されます。この税制措置は平成21年度の税制改正での創設を目指していますが、事業継続円滑化法施行の日(平成20年10月1日)以降の相続に遡って適用される予定です。各種前提条件を満たさなければ利用することはできず、またメリット・デメリットともにありますので、利用に際しては注意が必要です。



中村公認会計士事務所

(東京事務所)

港区南青山 2-2-15-1121

電話 03-3746-1750

(埼玉事務所)

さいたま市浦和区岸町7-1-4

細田屋ビル

電話 048-816-6180

Fax 048-834-1594

nakamura-cpa@jcom.home.ne.jp

* 記載中の内容についてご質問がある場合にはお気軽にお問い合わせください。